



2025 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 大栄環境株式会社
代表者名 代表取締役社長 金子 文雄
(コード番号：9336 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総合政策本部長 下田 守彦
(TEL. 078-857-6600)

**第三者割当による自己株式処分（現物出資）及び株式会社要興業（証券コード：6566）の一部株式取得
による持分法適用関連会社化に関するお知らせ**

当社は、2025 年 10 月 14 日開催の取締役会において、The SFP Value Realization Master Fund Ltd.（以下、「処分予定先」という。）を処分予定先とする第三者割当による自己株式の処分（以下、「本第三者割当」という。）を行い、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）スタンダード市場に上場している株式会社要興業（以下、「要興業」という。）の一部株式取得による持分法適用関連会社化及び業務上の提携について包括的に検討を進める包括業務提携契約を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本第三者割当による自己株式処分の概要

(1)	払 込 期 日	2025 年 10 月 30 日
(2)	処 分 株 式 数	普通株式 1,361,000 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき 3,615 円
(4)	処 分 総 額	4,920,015,000 円
(5)	処 分 方 法	第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、処分予定先が保有する要興業の普通株式 2,589,482 株となります。
(6)	処分予定先及び割当 数 量	The SFP Value Realization Master Fund Ltd. 1,361,000 株 処分予定先は、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ (シンガポール) ピーティーイー・リミテッドと投資一任契約 を締結しております。

2. 処分の目的及び理由

当社グループは、廃棄物の収集運搬から中間処理・再資源化及び最終処分に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、土壌浄化や施設建設・運営管理等、環境創造に係るバリューチェーンを幅広く展開し、脱炭素や循環経済への転換に向けた世界的風潮の中で、5つの重要課題を特定し、これらの課題解決に向けて、社会インフラを担う企業として社会的価値及び当社グループの価値の最大化を推進しております。日本国内では、人口減少に伴い廃棄物発生量の減少が見込まれております。産業廃棄物は民間が処理し、一般廃棄物は自治体が処理するという形で別々に処理している現状から、民間が一体的に処理する体制に国内の廃棄物処理業界の在り方を変えていかなければ、循環経済や2050年カーボンニュートラルと廃棄物処理コスト抑制を同時に実現することは困難であると考えております。

このような状況下において、国内最大の人口集積地である東京都を主な事業エリアとし、自治体との強固な関係を築いている要興業の株式を一部取得して持分法適用関連会社化することは国内の廃棄物処理業界の在り方を変えていくことに大きく寄与するものと考えております。なお、当社と要興業の株主である処分予定先（2025年10月14日現在で要興業の株式を2,837,200株（議決権の17.88％に相当）保有）と投資一任契約を締結しておりますシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティイー・リミテッド（以下、「投資一任契約先」という。）とは、2023年頃に同社から当社の業績に関する内容で問い合わせを受け、以降継続的にコミュニケーションを続けておりました。そのような中、2025年6月頃に、投資一任契約先との対話の機会を通じて、投資一任契約先から当社に要興業株式を譲受することで当社グループの事業拡大につながるシナジー効果を発揮するとの提案があり、両社の認識が一致したことから、要興業株式の譲受の可能性について協議を開始いたしました。また、要興業株式の取得に当たっては、現金対価での相対譲渡の方法に加え、当社株式を対価とする選択肢についても検討し、投資一任契約先と協議を行いました。その結果、2025年7月頃、投資一任契約先より現金対価と株式対価の組合せでその保有する要興業株式の全てを譲渡することに合意が得られたため、要興業株式を現物出資財産とする本第三者割当の方法が実現可能との結論に至り、本日、当社取締役会において処分予定先に対する本第三者割当の実施を決議いたしました。本第三者割当による自己株式処分はすべて株式対価で行い、現金対価による第三者割当による自己株式処分は行いません。

なお、2025年10月14日現在で処分予定先が保有する要興業株式2,837,200株のうち、本第三者割当の現物出資財産とする2,589,482株を除いた247,718株については、現金を対価として相対取引で当社が譲受することにつき、本日の取締役会で決議し、同日、処分予定先と株式譲渡契約書を締結しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

本第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資によるものであり、実際に払い込まれる金銭はありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記のとおり、本第三者割当は、資金調達を目的とするものではないため、該当事項はありません。

5. 処分条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当における処分価額は、処分予定先との協議及び交渉を重ねた結果、1株当たり3,615円といたしました。本処分価額は本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2025年10月10日）の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値と同額となります。

上記処分価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であること及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）によれば、第三者割当により株式の発行を

行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本第三者割当の処分価額を決定する際にも、取締役会決議日の直前取引日の終値とし、有利発行には該当しないと判断しております。また、処分予定先から現物出資を受ける要興業株式の評価額については、処分予定先との協議の結果、1株当たり1,900円といたしました。当該評価額については、2025年10月7日付で、当社、処分予定先、投資一任契約先及び要興業から独立した第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング（東京都千代田区大手町1丁目9番5号 代表取締役社長 廣渡 嘉秀）より株式価値算定書を取得し、当社内で妥当性を評価し決定しております。

なお、当該処分価額については、本決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値単純平均3,438円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し5.15%のプレミアム、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値単純平均3,234円に対し11.78%のプレミアム、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値単純平均3,143円に対し15.02%のプレミアムとなっています。

本第三者割当に係る取締役会決議に際し、当社監査等委員（うち社外取締役2名）により構成される当社監査等委員会より、当該処分価額について、上記指針に準拠する範囲で決定されたものであり、処分予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見が表明されております。

（2）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に係る株式数は1,361,000株（議決権個数13,610個）であり、これは本日現在の当社発行済株式総数（自己株式控除後）98,531,529株に対して1.38%（同日現在の総議決権個数998,929個に対して1.36%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。しかしながら、本第三者割当は、要興業の株式取得（持分法適用関連会社化）を目的としており、当社の企業価値向上に資するものと考えておりますので、本第三者割当における株式の処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(1)	名	称	The SFP Value Realization Master Fund Ltd.					
(2)	所	在	地	c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY 1-1104 Cayman Islands				
(3)	設	立	根	拠	等	ケイマン諸島法に基づき設立された有限責任会社		
(4)	組	成	目	的	投資			
(5)	組	成	日	2003 年 8 月 6 日				
(6)	出	資	の	総	額	開示の同意を得られていないため記載しておりません。		
(7)	主たる出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため記載しておりません。						
(8)	業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名	称	シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド				
		所	在	地	9 Raffles Place #27-04, Republic Plaza, Singapore 048619			
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。					
		資	本	金	開示の同意を得られていないため記載しておりません。			
		事	業	の	内	容	投資運用事業	
		主たる出資者及びその出資比率	開示の同意を得られていないため記載しておりません。					
		代表者の役職・氏名	最高経営責任者 取締役 グレゴリー・ジョセフ・マッケンタイヤー					
(9)	国内代理人の概要	名	称	該当事項はありません。				
		所	在	地	—			
		代表者の役職・氏名	—					
		事	業	内	容	—		
		資	本	金	の	額	—	
(10)	当 社 と の 関 係	上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む）と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。					
		上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間に、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。					

- (注1) 処分予定先である The SFP Value Realization Master Fund Ltd. に関する出資の総額並びに主たる出資者及び出資比率、出資者の概要につきましては、当社より同社に対して開示を要請しましたが、同社より出資者との間で締結された守秘義務契約に基づき、これらの情報を開示することはできないとの回答を受けたため、本書には記載しておりません。また、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドについても、同社が Investment Advisor として米国証券取引委員会（SEC）に登録し、SEC が要求する開示を既に行っているものの、資本金並びに主たる出資者及びその出資比率の情報は一般に公表されておらず、開示ができないとの回答を受けたため、本書に記載しておりません。
- (注2) 処分予定先は、業務執行組合員又はこれに類する者に該当するシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドと投資一任契約を締結しており、当該契約に基づき議決権行使その他必要な権限を委任しております。
- (注3) 当社は、処分予定先、処分予定先の主たる出資者、並びに処分予定先の業務執行組合員及び当該業務執行組合員の役員（以下「処分予定先関係者」と総称します。）が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門3丁目7番12号 代表取締役 古野 啓介）に調査を依頼しました。その結果、処分予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力等と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上より、当社は処分予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

（2）処分予定先を選定した理由

上記「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

（3）処分予定先の保有方針

処分予定先の保有方針は純投資であり、将来的には売却したいこと、株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら売却する旨を口頭にて表明いただいております。当社は、処分予定先が払込期日より2年以内に本第三者割当により取得した当社の普通株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

（4）処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分予定先については、株式による現物出資であり、本第三者割当において払込が生じないため払込みに要する資金等の状況については確認を行っておりません。当社は、要興業の株主名簿等の確認を通じて、処分予定先が現物出資の目的財産となる要興業の普通株式を保有していることを確認いたしました。

なお、現物出資の目的となる財産については、会社法第207条第1項の定めにおいて、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割当てる株式の総数が発行済株式数の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額について検査役による調査は不要とされております。（同条第9項第1号）本第三者割当において処分予定先に対して割り当てる株式の総数は1,361,000株であり、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（99,892,900株）の10分の1を超えないことから、当該検査役調査は不要となります。

7. 本第三者割当後の大株主及び持株比率

本第三者割当前 (2025 年 9 月 30 日現在)		本第三者割当後	
ウイングトワ株式会社	62.31%	ウイングトワ株式会社	61.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.86%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.77%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2.58%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2.55%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1.93%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1.90%
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT- CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.92%	RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT- CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.89%
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.65%	CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.62%
大栄環境従業員持株会	1.59%	大栄環境従業員持株会	1.57%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.43%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.42%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1.15%	The SFP Value Realization Master Fund Ltd.	1.36%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	1.10%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1.14%

(注1) 本第三者割当前の持株比率は、2025 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (99,892,900 株) から同日現在の自己株式数 (1,361,371 株) を控除した数 (98,531,529 株) に対する比率 (小数点以下第三位を四捨五入) を記載しております。

(注2) 本第三者割当後の持株比率は、当社の発行済株式総数 (99,892,900 株) から同日現在の自己株式数 (1,361,371 株) を控除した数 (98,531,529 株) から、本第三者割当の結果として減少する自己株式数 (1,361,000 株) を加算した数 (99,892,529 株) に対する比率 (小数点以下第三位を四捨五入) を記載しております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結売上高	67,658百万円	73,035百万円	80,178百万円
連結営業利益	16,623百万円	19,714百万円	21,548百万円
連結経常利益	16,702百万円	20,589百万円	21,484百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,494百万円	13,591百万円	14,364百万円
1株当たり連結当期純利益	112.04円	136.44円	145.54円
1株当たり配当金	34.00円	42.00円	48.00円
1株当たり連結純資産	785.71円	882.86円	957.03円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	99,892,900株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	1,710円	1,768円	2,832円
高値	2,097円	2,874円	3,270円
安値	1,620円	1,727円	2,375円
終値	1,751円	2,672円	2,848円

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
始値	2,930円	2,980円	3,145円	3,110円	3,350円	3,350円
高値	3,195円	3,280円	3,165円	3,495円	3,540円	3,780円
安値	2,878円	2,971円	2,946円	2,898円	3,275円	3,265円
終値	3,035円	3,160円	3,110円	3,365円	3,345円	3,615円

※10月の株価につきましては、2025年10月10日までの状況を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年10月10日
始値	3,700円
高値	3,780円
安値	3,610円
終値	3,615円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

10. 処分要項

- (1) 株式の種類及び数 普通株式 1,361,000 株
(2) 処分価額 1 株につき 3,615 円
(3) 処分総額 4,920,015,000 円
(4) 申込期日 2025 年 10 月 30 日
(5) 払込期日 2025 年 10 月 30 日
(6) 処分の方法 第三者割当の方法による
(7) 処分予定先 The SFP Value Realization Master Fund Ltd.
(8) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。

11. 株式取得の相手先の概要

当社は、本日開催の取締役会において、処分予定先その他の者との間で、要興業の普通株式を現金を対価に取得することに関する株式譲渡契約書を締結することを決議いたしました。当該株式譲渡契約書に基づき現金を対価に取得する要興業の普通株式は合計 1,793,718 株であり、当社は、本第三者割当の現物出資の目的となる財産として取得する要興業の普通株式 2,589,482 株と合わせて、合計 4,383,200 株（2025 年 3 月 31 日現在の要興業の発行済株式総数（自己株式控除後）15,871,309 株に対する割合 27.62%）の要興業の普通株式を取得することとなり、要興業は当社の持分法適用関連会社に該当することとなります。なお、守秘義務がございますので、処分予定先以外の株式譲渡契約書の相手方については非開示とさせていただきます。

本日公表の「株式会社要興業（証券コード：6566）株式の買集め行為に該当する株式取得についてのお知らせ」もご参照ください。

12. 持分法適用関連会社となる会社の概要

(1)	名 称	株式会社要興業
(2)	所 在 地	東京都豊島区池袋二丁目 14 番 8 号 池袋エヌエスビル
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木納 孝
(4)	事 業 内 容	収集運搬・処分事業 ・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・特別管理産業廃棄物 リサイクル事業 ・再生資源の販売 行政受託事業 ・行政委託資源物の処理
(5)	資 本 金	827,736 千円
(6)	設 立 年 月 日	1973 年 4 月 13 日
(7)	発 行 済 株 式 総 数	15,871,400 株
(8)	決 算 期	3 月 31 日
(9)	大株主及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合	THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. (常任代理人 立花証券株式会社) 17.71%
		藤居秀三 15.75%

	日本生命保険相互会社		5.35%	
	THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）		5.30%	
	要興業社員持株会		5.16%	
	大星ビル管理株式会社		4.72%	
	大星ビルメンテナンス株式会社		4.72%	
	BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行）		2.56%	
	藤居幸弥		2.20%	
	株式会社三菱UFJ 銀行		1.89%	
(10) 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当ありません。		
	人 的 関 係	該当ありません。		
	取 引 関 係	該当ありません。		
	関連当事者への該当状況	該当ありません。		
(11) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
	連 結 純 資 産	17,429 百万円	18,458 百万円	19,574 百万円
	連 結 総 資 産	22,426 百万円	23,580 百万円	24,126 百万円
	連 結 売 上 高	13,029 百万円	13,503 百万円	14,506 百万円
	連 結 営 業 利 益	1,739 百万円	1,762 百万円	2,108 百万円
	連 結 経 常 利 益	1,786 百万円	1,869 百万円	2,167 百万円
	親会社の所有者に帰属する 当 期 純 利 益	1,260 百万円	1,285 百万円	1,513 百万円
	1 株 当 た り 連 結 当 期 利 益	79.41 円	81.02 円	95.39 円
	1 株 当 た り 連 結 純 資 産	1,098.19 円	1,163.01 円	1,233.35 円
	1 株 当 た り 配 当 金	23.00 円	24.00 円	28.00 円

13. 包括業務提携の概要

当社と要興業は、2025年10月14日付で、廃棄物処理・資源循環業界における循環経済や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、プラスチックリサイクル等をはじめとする業務上の提携について、包括的に検討を進める包括業務提携契約を締結しております。包括業務提携を通じて、両社間でシナジーを創出し、企業価値の向上を目指してまいります。

14. 日 程

(1)	取締役会決議日	2025年10月14日
(2)	株式譲渡契約締結日	2025年10月14日
(3)	包括業務提携契約日	2025年10月14日
(4)	株式譲渡実行日	2025年10月30日（予定）

15. 今後の見通し

本株式取得による当社の2026年3月期の通期連結業績に与える影響については現在精査中であり、今後開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上